

河合町まちづくり基本条例検討審議会 議事録（要旨）

委員会の名称	第5回 河合町まちづくり基本条例検討審議会
開催日時	令和4年1月24日（月） 13:30～
開催場所	河合町役場 3階会議室
出席委員の氏名 及び人数	（審議会会長）中川幾郎委員、（審議会副会長）清水裕子委員、常盤繁範委員、 大西孝幸委員、山本孝典委員、吉田勝行委員、前田昌宏委員、岡宏委員、尾上 光子委員、西野あすか委員、大久保太郎委員、安田彩子委員、高桑次郎委員、 佐伯誠紀委員 計14名
欠席委員の 氏名及び人数	山川裕子委員
出席職員等の 職・氏名又は人数	＜事務局＞ 企画部長 森嶋雅也、企画部次長 佐藤桂三、政策調整課 福井敏夫 ＜庁内ワーキンググループ＞ 管財課長 内野悦規、子育て支援課 中村倅規、財政課 山口大翔 ＜運営支援＞ 特定非営利活動法人NPO政策研究所 直田春夫、田中逸郎、谷内博史
公開・非公開の別 傍聴	・公開（第1回審議会で決定） ・傍聴者1名
議題、協議事項	1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 全体説明（条文案の説明） 4. 各分科会での審議 ○基本分科会 ○参画・協働分科会 5. 閉会
会議の記録（要旨）	
議事／発言者等	発言内容等
1. 開会（事務局）	○ 開会 ○ 出席委員の報告：1名欠席 ○ 設置条例に基づき、本日の審議会が成立していることを報告
2. 中川会長 あいさつ	○ いよいよ条文づくりが峠に差し掛かってきました。皆様方のご尽力で順調 に進んでおりまして、本日も全体審議の後、分科会に分かれて作業を進めて

	いただきます。また、先々では全員でご審議をいただく運びとなります。よろしく願いいたします。
3. 全体説明（意見交換）	
事務局	○ 配布資料をもとに情報提供 ・ 参考資料：新教育大綱案の内容（抜粋） ・ 参考資料：「策定工程図」（次回会議日程） ・ 参考資料：「第2回町民ワークショップちらし」（開催日時・会場）
事務局	○ 「資料1」（基本分科会）をもとに、前回の審議会での議論を受けて作成した条文案の説明。
会長	○ 事務局からの説明に関し、ご意見はありますか。
委員	○ 「町民の役割、権利」のところの第4項で、「町民は…必要な負担をする」とありますが、この条文は必要ないのでは。自治体によって様々ですが、この条文がなくても、会議室等の利用の有料・無料等についてはそれぞれの条例で定められています。この条文があることで、将来、すべて有料になると捉えられかねないと思いますので。
会長	○ あってもなくてもいい啓発的な条文ではありますが、これは、住民が公共サービスに必要な負担をするという地方自治法上の原則（「第10条2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」）を謳ったものです。公共サービスについては、一定のコストを負担していただくということを確認しておくものです。手数料や使用料については、個々の条例で有料・無料・金額等を規定しますので、この条文があるからすべて有料になるというものではありません。ご懸念は無用と思います。住民が、さまざまな公共サービスに関する経費をみんなで分担するということを理解いただくための条文です。
委員	○ 会長のおっしゃっていることはわかりますが、王寺町や広陵町等の近隣自治体では設けていないのに、あえて河合町だけ設けることの意味について、もう一度説明してください。
会長	○ 設けていない自治体は、当たり前のことなのであえて入れるまでもないという判断からだと思います。今ここに入れるというのは、今後自治体がますます財政状況等が厳しくなっていく状況にあって、住民のコスト負担は

	避けて通れないだろうという趨勢から、あえて明確にしておくという判断から設けたものだとして理解しております。事務局どうですか。
事務局	○ 有料・無料については、それぞれの施設条例等で定めることでして、ここでは原則である公共サービスの住民負担の全体像として設けるものでございます。
委員	○ 施設使用料などについては無料でというのが基本ということで、近隣自治体はこうした条文を設けていないのでは。ただし、住民票等については受益者負担ということで、4町共通の手数料を設けている。施設の使用料とは少し性格が違うと思いますが、いかがでしょうか。
会長	○ 話が少し拡散しているので整理が必要ですね。施設の使用料や各種の手数料だけではなく、行政サービスには、保育料の負担もあれば、そもそも住民税がそうですね。したがって、ここでいう「行政サービスに伴う必要な負担」というのを実際に判断するのは、住民であり、議会であり、執行部です。様々な行政サービスがあり、様々なコストがかかりますので、原則的に「無料」と考えるべきではないという趣旨だと思います。
委員	○ あえて設ける必要はないのでは。この条文がなくても、必要なものについては現に負担していますし、執行されている。会長が「あってもなくてもいい」とおっしゃったように、なくてもいいのではないのでしょうか。
会長	○ 「あってもなくてもいい」という趣旨は、啓発的な条文であるからということであって、これがあるから拘束力が出るとか、ないから拘束力から外れるという趣旨ではありません。権利・義務にかかる条文ではないという意味で申し上げました。むしろ、住民の皆さんが必要な負担をされておられる、行政サービスはただでやっているのではない、そのことをわかっていただくための条文です。これは、自治の基本を定める条例であるからこそ設けるものだとご理解ください。
委員	○ 町民の方々への行政サービスには様々なものがあり、様々ご負担いただいておりますが、この基本条例で謳う意義は「まちづくり」を進めていく上で、住民の皆さんにも担っていただく、負担いただいているという趣旨から明記すべきであると思います。
会長	○ 検討中のこの条例では、他にも地方自治法上で定められていることを再掲して謳っていくところも出てきます。委員がご心配されているようなものではないということをご理解ください。ここに書かれているからすべて有

	料になるというものではありません。住民の皆さんには必要な分担をしていただいている、ということをおわかってもらうための条文です。
委員	○ 「資料1」の6ページ、「議員の役割、責務」のところですが、8ページの「町職員の役割、責務」のところでは「職員は町民の一員としての自覚を持ち…自らも地域のまちづくり等に参加するように努める」とあるように、議員も「町民の一員として…」ということも入れるべきではないかと思います。私の経験ですが、議員当選後、自治会の地域委員という役が輪番制で回ってきた際に、当然私としては町民の一員としてやるつもりでしたが、議員なので結構ですと配慮されました。議員であっても住民としてしっかりやっていきたいと思いますので、議員も「町民の一員として」いう文言を入れてはどうでしょうか。
会長	○ 微妙な内容でして、議員という役割が大変なので、自治会が配慮をしてはさされたのか、議員が役をすることで活動にある種の色がつくことを懸念されたのか、実態を知らないのによくわかりません。大事なことは、議員も町民の一員でありますからやりますよということを貫かれたらいいと思います。決して、自治会活動に色を付けるつもりはないということで。
委員	○ 地域委員というのは、自治会の執行部に該当する役ではなく、連絡係のようなものです。会長のおっしゃったことをふまえた上で、この町議会議員の役割、責務の条文のどこにも「町民の一員として」という表現がないので、意見として言わせてもらいました。
事務局	○ この件は検討してまいります。議員は当然町民の一員ですが、現条文には「町議会議員は、町民の信託に応え、…一部団体及び地域の代表にとどまらず…」としておりますので、そことの整合性等についても考えてまいりたいと思います。
委員	○ 議員は河合町民であるということ、町民の一員であるという大原則をきちんと謳うという意味から、検討をお願いします。
会長	○ 言葉を少し書き加えるということで可能となると思いますので、事務局で検討してください。 ○ 他に何かございませんか。 ○ それでは、次の参画・協働分科会の条文案に移ります。

事務局	○ 「資料２」（参画・協働分科会）をもとに、前回の審議会での議論を受けて作成した条文案の説明
会長	○ 事務局からの説明に関し、ご意見はありますか。
委員	○ 「資料２」の２ページですが、「基礎的コミュニティ」という表現がわかりにくいということを分科会で議論し、事務局で「大字及び自治会等」としていただいたのですが、これだと限定的すぎるので、たとえば「まちづくり参画団体等」といった文言でいかがでしょうか。「大字及び自治会等」だと、これに加入していない人は無関係と思われるかもしれない。子ども会やいろんな活動に住民が参画してまちづくりを進めようという趣旨の条文です。
事務局	○ 当初事務局案では、「基礎的コミュニティ（大字及び自治会）をはじめ、…多様な主体」としておりましたが、分科会での議論をもとに種々検討しまして、「大字及び自治会等」としたものです。「まちづくり参画団体等」とすると、またその定義が必要になってきますので、いかがでしょうか。
委員	○ 分科会では、「基礎的コミュニティ」という表現がここに出てきて、他には出てこない。そういう意味でいかなものかということでした。それに代わる言葉として提案したものです。この場で結論を出すということではなくて、考えていただきたいという趣旨です。
副会長	○ 「住民自治」の主体について謳うところとして「基礎的コミュニティ」という新しい言葉を使うのか、この言葉がわかりにくいということから、皆さんに馴染みのある「大字及び自治会等」とするのかということで意見交換しました。まちづくりをみんなで進めましょうというのは、他の条文にも出てきますので、ここではどちらかになるのかなと思います。他に違う表現を持ってきたとしても、その中身は「大字及び自治会等」について書かれることとなります。
委員	○ よくわかりました。現状把握の条文であるということで理解しますが、この条例は、現状から発展させるということをめざすものということから、もう少し考えていきたいという趣旨から申し上げたものです。
会長	○ 私はこの分科会に入っておりませんが、多くの自治体で議論があったところでして、最初に「基礎的コミュニティ」という言葉を使ったのは名張市だったと思います。名張市では、古い地域は「区」といい、新しいところでは「自治会」といっています。住民自治の重要な基礎的団体ですが、こ

	れらをもとに新しい住民自治協議会を設立するにあたって、約3年間議論が成されました。その結果、コミュニティというのは「地域共同体」だと、それに対して、商店会とか青年会等々はアソシエーションだということで整理がされました。この地域のコミュニティを支えている伝統的な団体を「基礎的コミュニティ」と呼ぼうということに落ち着いたと記憶しております。各自治体によって様々な名称がありまして、自治会、町内会、区長会等々ですが、こうした団体を指しています。とはいえ「基礎的コミュニティ」という言葉は馴染みがない。そこで、ご当地で馴染みのある「大字及び自治会」としてはどうかということだと思います。委員がご懸念されているような、子ども会や青年会等々の団体を排除しているものではないということを申し上げておきます。 ○ よろしいでしょうか。他にご意見がないようでしたら、分科会に分かれて議論を進めてまいりたいと思います。
4. 分科会での審議	
I. 「基本分科会：テーマ⑦」での意見交換・審議	
【テーマ⑦：】生涯学習、文化芸術	
●生涯学習 事務局 分科会会長	○ 配布資料「新教育大綱案の内容（抜粋）」は、現在町で策定が進められている「新教育大綱案」のうち、社会教育・生涯学習・文化芸術に関する部分を抜粋したものである。本日の議論の参考にと提出した。 ○ 新教育大綱は、学校教育と社会教育の2本立てで、今日は社会教育に関する部分を中心にまとめたものが示されている。第1章3の「改定にあたっての基本的考え方」については「“河合愛A I 構想”とともに、本町のエデュケーション行政を推進する柱として多様な施策を展開する。」としている。 ○ 第3章の、「教育の取組方針」が、まちづくり基本条例の生涯学習と文化芸術振興に関わる。柱として、①人生100年時代を見据えた生涯学習の推進、②文化・芸術の振興と充実、③生涯スポーツの推進、④図書館事業の拡充、⑤文化財の保存と活用が立てられている。①は総括で。②から⑤が各論といえるし、①は公民館を核とした事業とも考えられる。 ○ こうしたことを反映して、まちづくり基本条例では、「生涯学習」と「文化芸術施策、文化のまちづくり」で構成されていると理解できる。

各委員	○ 資料５－３に示されている条例文例（生涯学習、文化のまちづくり）は、どれをとっても河合町に当てはまると思われる。 ○ 文化芸術関係の公共施設は、広域で考えてもいいのではないかと。町民は、図書館など相互乗り入れして利用しているという実態もある。他の施設も各自治体で役割分担してもいいのではないかと。 ○ 文化庁の支援を受けて、伝統文化を子どもたちに伝える「伝統文化親子教室」をやっている。この間コロナ禍で集まってはできていないが、この１月に第２期生が修了する。生涯学習課にも陰ながら応援してもらっている。伝統文化を子どもたちに継承していくためにはさまざまな所からの応援が必要と考えている。 ○ 生涯学習に関する条文は、朝来市と佐用町のものが河合町にもよく当てはまるのではないかと。
分科会会長	○ 生涯学習については、朝来市と佐用町の条文を重ね合わせるということで進めたい。
●文化のまちづくり 分科会会長	○ 生涯学習は「生涯学習振興法」（生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律）に基づいている。文化芸術についてもさまざまな法律があり、たとえば、図書館には「図書館法」が、劇場・ホールには「劇場法（劇場、音楽堂等の活性化に関する法律）」が、公民館には「社会教育法」がある。文化芸術の大元には、「文化芸術基本法」、文化財には「文化財保護法」がある。 ○ 図書館、公民館、博物館、ホール等は、法的には国の責任でやるものとはなっておらず、自治事務として自治体の努力でやってほしいという性格のものである。これらは、法定外自治事務として、自治体の条例により自治体が主体的にハード・ソフトの事業を進めることになる。 ○ したがって、まちづくり基本条例に文化芸術振興について書き込むということは、町の責任において文化芸術の振興を図るということを明確に表明することであり、画期的なことだ。 ○ 生涯学習は、一般には生活学習がイメージされているが、広い意味では文化芸術も含まれると考えてもよい。
各委員	○ 文化のまちづくりについては、広陵町の条文が一番当てはまるのではないかと。 ○ 条文は広陵町がいいと思うが、個人的には黒松内町の「農村景観、市街地景観」の言葉を、入れらるのであれば入れたらと思う。

事務局	○ 先ほどの生涯学習については、生涯学習が町民が持つ権利であることと、町はそれに対するフォローを行うことを謳うべきではないか。そう考えると吉野町の学習する権利を参考にするとも考えられる。
分科会会長	○ 国際人権規約で言う文化的な生活に参加する権利には、芸術文化へのアクセス権も、生涯学習を受ける機会に恵まれる権利も包含している。芸術文化も生涯学習も両方とも権利の対象になっている。 ○ それでは、生涯学習は、朝来市と吉野町を組み合わせで考える。文化のまちづくりについては、広陵町を参考に、景観については、町の政策との関係があるので検討することとしたい。 ○何か追加でご意見等ございませんか。
各委員	○ 大字・自治会の問題だが、自治会に加入していない人はゴミ集積所の当番をしない、掃除もしない、街灯の電気代も払わないと、義務を果たしていない。自治会に入って権利と義務の双方を担うべきではないのか。ゴミ集積所は、朝早く当番が鍵を開け、最後には清掃をして鍵をかけている。 ○ 中山台というニュータウンでも自治会に加入しない人が増えている。自治会会員も高齢化して、役ができないので自治会を辞めたいとか、役を降ろしてほしいという人が出てきている。一方、アパートやマンションにお住まいの方は仮住まいという意識のせいか、自治会に入らない人が多い。 ○ ゴミステーション（集積所）は、自治会は管理はするが、日常的な運営は自治会とは別のグループ編成でやっている。 ○ 旧村の自治会でも、高齢者には役を免除するとか、ゴミ出しを隣近所で助け合う等の配慮をしている。近隣で助け合うことが大切だと思う。
事務局	○ このような場合、自治会に入る入らない問題とは切り離して、ゴミ集積所を管理する近隣の自主グループ（ゴミ集積所管理委員会等）をつくって、自治会に入っていないなくてもゴミ捨ては全員がそこに参加して、鍵開けや清掃当番を分担するという方式をとっているところは多い。
分科会会長	○ 大変切実な問題であるが、自治会に入っていないものがゴミを捨てられないのは不合理だと裁判にもなった例がある。住民がゴミを捨てられなくするのは少し行き過ぎで、自治会には、地域の統制権まで付与されているわけではない。行政はそういう場合、自治会に入っていない住民もゴミが捨てられるような配慮をする必要がある。 ○ ただ、ゴミ集積場が、住民の責任で設けられているのか行政の責任で設けられているのかにもよるが、その運営は地域の申し合わせ事項として、会

	員も会員外も納得してもらえない。ゴミ問題や広報紙の配布のような公共サービスの領域では、統制権を発揮しすぎると訴訟にまで発展する場合がありますので注意したい。行政も、住民自治に過剰に責任を押し付けていないか点検する必要がある。 ○ 自治会に入る・入らないにかかわらず、住民の共同責任だとするやり方もある。 ○ 自治会のように近隣にあいさつを交わせる関係があると防犯上でも安全性が飛躍的に高まるので、入るメリットは大きいのだが。 ○ このような自治会の持っている諸矛盾を乗り越えるためにも、地域自治団体（まちづくり協議会）が考えられている面もある。まちづくり協議会は地域住民の全員参加を原則にしているので、先ほどからの問題はクリアできるのではないかと考えられる。 ○ また、まちづくり協議会は、一般に自治体からの交付金で運営しているので、会費制を取っていないところが多い。その意味で、まちづくり協議会は「公共的」団体となり、民主性、公開・透明性が厳しく求められる。 ○ ただ、だからといって自治会が不必要というわけではない。近隣の相互扶助に基づいた安心・安全な地域づくりは大字・自治会等しかできない役割だ。
Ⅱ. 「参画・協働分科会：テーマ⑩」での意見交換・審議	
【テーマ⑩：参加・参画と協働】	
●参画と協働のまちづくり 分科会会長	○ 簡潔に、なおかつ解釈が拡散しないように、誤解を生まないような条文づくりをめざしましょう。町の役割、町民の役割についての条文ですが、情報や学習の機会の提供まで書き込むかどうか。
各委員	○ 広陵町をモデルに、簡潔につくるのがいい。 ○ 主語が「町」となっている項、「町民」となっている項、両方に共通して書かれている項もある。 ○ 町・町民の両方の役割を書くことは必要。 ○ 広陵町と王寺町を参考にする。 ○ 方法とか仕組みにまで触れているのは名張市だが、ここまで必要かどうか。 ○ 名張市では参画のための手法やパブリックコメント等まで書かれているが、河合町では、これらについては「行政経営」のところでいずれ条文化されるので、必要ないのでは（NPO政策研究所）。

分科会会長 事務局 分科会会長	○ 参画・協働については「基本分科会」で定義している。ここでは、そういうまちづくりを進めるにあたって、町と町民の役割や対等な関係を規定すればいい。 ○ 広陵町を参考にするということで、事務局で文案を作成してください。 ○ ただし、「基本分科会」での町民の権利のなかに一本化するという方法もありますが、どうでしょうか。そこでは町政への参加・参画の権利が中心で、ここでは町政に限らず、広くまちづくりへの参加・参画について書かれており、少しニュアンスは違いますが。一本化するのか、分けるのがいいのか、事務局の考えはいかがですか。 ○ 当初は分ける考えで作業を進めていましたが、現段階ではどちらがいいのかは事務局内で検討中です。審議会でのご意見をもとに、方向を決めようと考えております。 ○ とりあえず分科会としては、必要な内容を簡潔に入れるということにし、後は全体調整で漏れ落ちのないようにしていくということにしましょう。
●計画、審議機関への参加 各委員 分科会会長	○ 論点にある「地域・年齢・性別・障がい者等」と細かく書くよりも、すべての町民の参加の権利を書くところなので、簡潔に書く方がいい。 ○ 王寺町のように、制度については「必要な事項については別に定める」とした方がわかりやすい。 ○ 王寺町や上牧町のように簡潔に書くか、広陵町のように細かく書くかは、町の主体性によるのでは。 ○ 広陵町は、職員が何をすべきかを細かく書いている。職員の意気込みが感じられる（NPO政策研究所）。 ○ 広陵町をベースに、簡潔にまとめてはどうか。 ○ 審議会等の開催及び会議録の公開・非公開の旨（原則公開）をどこまで書き込むのか。 ○ 上牧町にある、委員選任に当たっては「原則として町民からの公募」は大切な視点。「必要に応じて」となると、担当の恣意的判断になってしまう。 ○ どう書くかは町役場に委ねますが、河合町なりの主体性を発揮してください。審議会等への参加に加え、広陵町の第7項にある「自由な意見交換…が行える場や機会を設定」は大切なことですので、文案を工夫して入れましょう。

●まちづくり活動への支援・市民公益活動（NPO） 各委員	○ 広陵町スタイルがいいと思う。公益活動のわかりやすい定義を入れる。 ○ 公益活動については、いずれにしる逐条解説でわかりやすく定義する必要がある。 ○ どの自治体も、大体同じような条文になるのでは。 ○ 丹波市では、公益活動に参加することに加え、「自分たちで立ち上げる」ことができる とある。広陵町でも「形成し、または参加することができる」とあり、重要な視点。 ○ 「大字・自治会」活動以外にも（すべてを自治会などに委ねるのではなく）、こうした有志によるテーマ型の活動も大切。町として、今後どう進めていくのかのプランが求められてくる。丹波市のように「必要な事項については、別の条例で定める」とまで踏み込む姿勢を持つかどうか。町の今後の取組みが問われてくる（NPO政策研究所）。 ○ 「手話言語条例」との整合性や、他にもボランティア活動に関する条例等がないか、町の方で点検を。
分科会会長	○ それでは、ご意見をもとに、町で文案を作成してください。これで、分科会を終了します。
５．閉会	○ 分科会終了で、閉会

各委員

分科会会長

5. 閉会